

平成 26 年 9 月 12 日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案「投資企業：連結の例外の適用（IFRS 第 10 号及び
IAS 第 28 号の修正案）」に対するコメント**

全般的なコメント

1. 我々は、国際会計基準審議会（IASB）が公表した公開草案「投資企業：連結の例外の適用（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案）」（以下「本 ED」という。）に対してコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」第 4 項(a)の適用可能性を確認している本 ED の質問 1 に記載されている IASB の提案に同意する。しかし、質問 2 と質問 3 に記載されている提案には同意しない。

（質問 2 に対するコメント）

3. 本 ED の質問 2 では、IFRS 第 10 号第 32 項の投資企業が子会社を公正価値で測定せずに連結するという要求は「投資企業である親会社の営業の延長として行動しており、自身は投資企業に該当しない子会社」に限って適用される旨を明確化することが提案されている。当該提案によると、「投資企業である親会社」が第三者にサービスを提供する「投資企業である子会社」を保有する場合、当該親会社は当該子会社への投資について純損益を通じて公正価値(FV-PL)で測定する旨を要求することになる。
4. 我々は、当該提案に同意しない。我々は、「投資企業である親会社」が「投資企業である子会社」を保有する場合、当該子会社が第三者に投資関連サービスを提供しているか否かにかかわらず、連結財務諸表の作成にあたって、当該子会社への投資自体を FV-PL で測定せず、当該子会社が保有する投資先を FV-PL で測定した上で、当該子会社の財務諸表を連結すべきと考えている。我々は、こうした会計処理によって、「投資企業である親会社」の連結財務諸表において、「投資企業である子会社」の活動が忠実に表現され、利用者に有用な情報を提供することになると考えている。

（質問 3 に対するコメント）

5. 本 ED の質問 3 では、投資企業でない投資者が投資企業に該当する投資先に持分法を適用するにあたって、当該投資先が関連会社か共同支配企業かによって異なる会計処理を適用することが提案されている。我々は、当該提案に同意しない。我々は、当該投資先が関連会社、共同支配企業、子会社のいずれであっても、当該投資先が

保有する投資を FV-PL で測定した上で、投資者の連結財務諸表に引き継ぐことが適切と考えている。我々は、こうした会計処理を通じて、投資企業でない投資者による連結財務諸表が、利用者にとって有用な情報を提供することになると考えている。(当委員会による見解の詳細は、IASB による 2011 年 8 月の公開草案「投資企業」へのコメントをご参照いただきたい¹。)

(その他のコメント)

6. IASB から 2011 年 8 月に公表された公開草案に対するコメントレターに記載したとおり、我々は、「投資企業でない親会社」の連結財務諸表において、投資企業である子会社の会計処理を引き継ぐ旨を要求すべきと考えている。我々は、こうした会計処理を通じて、「投資企業でない親会社」の連結財務諸表上、当該投資企業である子会社の会計処理を引き継ぐことにより、投資の性質を忠実に表現すると考えている。
7. なお、我々は、IASB は重要な基準の開発や修正を行った場合、デュー・プロセスハンドブックの定めに従い、適用後レビューを実施することとされており、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」については、当該定めに従って適用後レビューが行われるものと認識している。我々は、基準の修正に至るまでの議論を踏まえると、IASB が当該レビューを実施するに当たって、特に投資企業でない親会社が投資企業である子会社の会計処理を引き継がない要求事項が利用者に対して有用な情報を提供することになっているかに焦点を当てることを期待している。
8. 本 ED における個別の質問に対する回答については、本コメントレターの別紙をご参照いただきたい。我々のコメントが、本プロジェクトにおける IASB の今後の審議に貢献することを期待する。ご質問があれば、遠慮なくご連絡いただきたい。

以 上

新井 武広
企業会計基準委員会 副委員長
連結・特別目的会社専門委員会 専門委員長

¹ https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/international_activities/comments/20120105_e.pdf

本公開草案における個別の質問への回答

質問 1——連結財務諸表の作成の免除

IASB は、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)に示されている連結財務諸表の作成の免除は、投資企業が IFRS 第 10 号の第 31 項に従って子会社を公正価値で測定している場合であっても、投資企業の子会社である親会社が引き続き利用可能であることを明確にするため、IFRS 第 10 号を修正することを提案している。この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

9. 我々は、本修正案に同意する。我々は、「投資企業の子会社である親会社」による連結財務諸表が、財務諸表利用者に対して有用な情報を提供する可能性がある旨を理解している。しかし、IFRS 第 10 号の第 4 項(a) (i)から (iii) の要件をすべて満たす場合、資本提供者（現在の又は潜在的な投資者、融資者及び他の債権者）が限定されていることが想定されるほか、当該会社の親会社及び非支配所有者が連結財務諸表を作成しないことに反対していないことが前提となる。このため、我々は、資本提供者による、「投資企業の子会社である親会社」に対する情報提供のニーズは、相対的に低いと考えている。
10. また、本 ED の BC4 項に記載されているとおり、最上位の親会社の連結財務諸表又中間親会社の個別財務諸表により、今回検討対象となっている「投資企業の子会社である親会社」に関する利用者の情報ニーズは部分的に充足されると考えられる。
11. このため、我々は、IFRS 第 10 号の第 31 項に従って投資企業が子会社への投資を FV-PL で測定している場合でも、コスト・ベネフィットの観点から、IFRS 第 10 号の第 4 項(a)で示されている連結財務諸表作成の免除規定を当該投資企業の子会社である親会社にも適用するという本公開草案の提案を支持する。

質問 2——親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社

IASB は、第 32 項が適用される限定的な状況を明確化するように IFRS 第 10 号を修正することを提案している。IASB は、投資企業が子会社を公正価値で測定せずに連結するという要求は、投資企業である親会社の営業の延長として行動していて、投資企業に該当しない子会社だけに適用されると提案している。このような子会社の主目的は、投資企業の投資活動に関連する支援サービスを提供することである（これには、第三者への投資関連サービスの提供が含まれる場合がある）。この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

12. 我々は、本修正案に同意しない。現行の IFRS 第 10 号では、「投資企業である親会社」が保有する「投資企業である子会社」への投資は、原則として、FV-PL で測定

することが要求されている。また、我々は、2012年にこの結論に至るまでのIASBの議論の内容を理解している。しかし、我々は「投資企業である親会社」が「投資企業である子会社」を保有する場合、当該子会社が第三者に投資関連サービスを提供しているか否かにかかわらず、本レターの第13項から第17項に記載する理由から、連結財務諸表の作成にあたって、当該子会社への投資をFV-PLで測定するのではなく、一定の場合を除き、当該子会社の投資先をFV-PLで測定した上で、当該子会社の財務諸表を連結するようにすべきと考えている。

13. 我々は、資産への投資一般について、個々の投資の性質や特徴に基づき測定基礎を定めることが適切と考えている。このため、投資の価値の変動が企業活動の成果を直接表し、その価値を信頼性をもって測定できる場合には、そうした投資の価値とその変動を忠実に表現する測定基礎を選択することが、有用な財務情報を財務諸表利用者に提供するために必要であると考えている。
14. 投資企業は、その定義上、その投資先の多くが、前項に記載した投資の特徴を有するものと考えられる。しかし、投資企業の投資先が、IFRS第10号における投資企業の定義と子会社の定義をともに満たす場合、通常、「投資企業である子会社」自体は、投資企業である親会社の企業集団の連結財務諸表において、前項に記載した投資の特徴を有するとはいえないと考えられる。これは、このような子会社は、通常、「投資企業である親会社」と同一又は類似の事業目的に従って投資活動を行っており、当該親会社の企業集団全体の活動としては、当該子会社への投資自体が資本増価を目的として保有されているとはいえないためである。
15. このため、我々は、原則として、当該子会社の投資先をFV-PLで測定した上で、当該子会社の財務諸表を連結することにより、「投資企業である親会社」の連結財務諸表において、企業集団における投資活動が忠実に表現されると考えている。
16. また、本EDの提案による場合、投資関連サービスを親会社で行っている場合と投資企業である子会社で行っている場合とで、企業集団全体としては実質的に相違がないにも関わらず、連結財務諸表の本表において異なる情報が表示されることになる。
17. さらに、仮に「投資企業である親会社」が「投資企業である子会社」をFV-PLで測定することを要求する場合、当該親会社において、当該投資の公正価値が市場において観察可能ではない限り、評価技法を用いることを含め複雑なプロセスを経ることが必要となると考えられる。この場合、評価プロセスにおいて、多くのコストが掛かることも想定される。このため、当該子会社への投資をFV-PLで測定するコストは、親会社と投資企業である子会社との会計方針の統一及び報告日の統一のために必要な修正を加えるコストと比較して、必ずしも小さくないと考えられる。

質問 3——投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用

IASB は、IAS 第 28 号を次のように修正することを提案している。

- (a) 投資企業ではない投資者に対して、持分法を適用する際に投資企業である関連会社
が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持することを要求することによ
って、救済を与える。
- (b) 投資企業である共同支配企業に対する共同支配投資者である、投資企業ではない投
資者は、持分法を適用する際に、投資企業である共同支配企業が子会社に対する持
分に適用した公正価値測定を維持できないことを明確化する。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

18. 我々は、本質問の (b) に関連する点について反対であり、本修正案に同意しない。
我々は、次項以降に記載する理由により、関連会社と共同支配企業が保有する投資
について異なる会計処理の要求を導入することは適切ではなく、投資先が関連会社、
共同支配企業のいずれに該当するかにかかわらず、関連会社又は共同支配企業によ
る投資先の子会社の FV-PL による測定を「投資企業ではない投資者」の連結財務諸
表に引き継ぐことが適切であると考えます。

(「投資企業への投資者」の連結財務諸表の有用性)

19. 投資企業は、定義上、その投資が支配持分と非支配持分のいずれに該当するかにか
かわらず、資本増価、投資収益又はその両方からのリターンを獲得することを目的
として投資を保有するものであり、当該投資のほとんどすべてについて測定や業績
評価を公正価値ベースで行っていることが想定される。
20. 我々は、本レターの第 13 項に記載したとおり、企業集団が保有する資産は、資産
への投資一般について、個々の投資の性質や特徴に基づき測定基礎を定めることが
適切と考えている。投資企業でない投資者による投資先については、それが投資企
業に該当する限り、当該投資先が子会社、関連会社、又は共同支配企業のいずれに
該当するかにかかわらず、投資先企業が適用した測定を引き継ぐことによって、投
資企業でない投資者の企業集団の連結財務諸表において、個々の投資の性質や特徴
と整合した方法で、投資企業が保有する投資の測定を行うことが可能となると考え
ている。
21. したがって、我々は、投資企業である子会社や関連会社、共同支配企業が、その投
資を FV-PL で測定することによって有用な情報が提供される場合、投資企業ではな
い投資者の連結財務諸表の観点から当該投資の性質や特徴を見直す必要がない限
り、投資企業である投資先が行った FV-PL による測定をそのまま引き継いで測定す

ることが適当であると考えている。

22. なお、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」では、企業がベンチャー・キャピタル企業等を通じて、関連会社又は共同支配企業に対する投資を間接的に保有している場合、当該企業が保有する投資を FV-PL で測定することを認めている。これは、FV-PL で測定する方が、持分法を適用するよりも、関連会社又は共同支配企業への投資者の連結財務諸表の利用者に対して有用な情報を提供する場合があると考えられたためである（IAS 第 28 号 BC12 項参照）。
23. 我々は、連結財務諸表における投資について、本来、FV-PL による測定が目的適合的である場合を整理し、必要に応じて、FV-PL による測定を適用すべきと考えている。つまり、仮に IAS 第 28 号で認められている公正価値オプションを適用して、FV-PL で測定する方が、持分法を適用するよりも、投資者の連結財務諸表利用者に対して有用な情報を提供するのであれば、第 21 項で示した考え方と同様に、投資企業である投資先による FV-PL 測定を「投資企業でない投資者」の連結財務諸表に引き継いだ方が、投資者の連結財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供すると考えられる。

（持分法適用に関する首尾一貫性の必要性和理解可能性の低下への懸念）

24. IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の BC41 項では、関連会社に対する「重要な影響力」と共同支配企業に対する「共同支配」が異なる概念であるとしつつも、持分法が共同支配企業の最も適切な会計処理方法であるとされている。
25. この点、関連会社と共同支配企業では、投資者による投資の性質は異なるため、持分法を適用するにあたって、異なる会計処理を適用することが適当という見解がある。本 ED による提案は、投資者が投資企業でない場合、関連会社に対する投資と共同支配企業に対する投資とで、異なる方法で持分法を適用しようとするものであり、こうした見解に合致する。
26. しかし、関連会社に対する投資と共同支配企業に対する投資は、企業が投資先の純資産に対する持分を有する点で共通しており、関連会社に対する投資と共同支配企業に対する投資とで、持分法による会計処理を相違させることは適切でないと考えられる。むしろ、我々は、関連会社や共同支配企業による FV-PL による測定は、本レターの第 13 項に記載した基本的な考え方に従い、投資者の連結財務諸表において反映されるべきと考えている。
27. また、仮に IASB が持分法適用会社である関連会社と共同支配企業に対して異なる会計処理を要求する場合、重要な会計方針においてともに持分法を適用するとされているにも関わらず、関連会社か共同支配企業かによって会計処理が大きく相違することから、高度な会計知識を有する財務諸表利用者を別とすれば、連結財務諸表

について理解が困難となる可能性があると考えている。

28. さらに、本公開草案では、「投資企業でない投資者」が、投資企業である関連会社又は共同支配企業に対する投資を保有しており、当該投資企業である関連会社又は共同支配企業が、さらに関連会社又は共同支配企業への投資を保有している場合の取扱いが必ずしも明確にされていない。このため、我々は、当該取扱いについても、今回の修正において明確化することを期待する。
29. なお、本 ED の BC21 項では、共同支配企業を通じてストラクチャリングが行われる可能性がある旨が記載されている。しかし、本レターの第 20 項で記載したように、投資企業である子会社や関連会社、共同支配企業の財務諸表において、その投資を FV-PL で測定することによって有用な情報が提供されるとすれば、投資者の連結財務諸表上も、通常、当該投資を FV-PL で測定することが適当であり、ストラクチャリングの懸念は、投資企業の要件を修正することや投資者の連結財務諸表の観点から当該投資の性質や特徴の忠実な表現が妨げられていないか再度検討することなどによって別途対応できるものと考えられる。
30. また、共同支配投資者は、定義上、共同支配企業を単独では支配していないほか、持分法を適用するに当たって、財政状態計算書上、資産及び負債は総額表示されない。このため、IFRS 第 10 号の BC280 項に挙げられている例示のように、レバレッジの高さを隠すことを意図して、投資企業である共同支配企業を利用したストラクチャリングを行うリスクは、相対的に低いと考えられる。

(その他)

31. 本 ED の BC19 項では、投資企業でない投資者が投資企業である関連会社や共同支配企業への投資に持分法を適用するにあたって、当該関連会社又は共同支配企業が保有する子会社を当該関連会社及び共同支配企業の連結財務諸表においてあらかじめ連結する方法が、投資企業でない投資者における IFRS 第 10 号の取扱いと概念的に整合するとの記載がある。
32. しかし、持分法の会計処理は「一行連結」といわれるように、歴史的に連結手続から派生して開発されたものではあるが、「支配」の概念と「重要な影響力」の概念との相違などから、持分法の会計処理と連結手続における取扱いをどの程度整合させるべきかどうかは、現行の IFRS の要求事項では必ずしも明らかではない。
33. このため、我々は、投資企業でない投資者における IFRS 第 10 号の取扱いと整合的である旨を理由として、持分法の会計処理を決定することは必ずしも適当ではないと考えている。我々は、こうした前提が適切か否かを明らかにするには、持分法の適用に関する概念的基礎を明らかにすることが必要と考えている。また、持分法については、本件以外にも多くの問題点が指摘されていることから、IASB が持分法

に関するリサーチ・プロジェクトを早期に行っていくことを期待する。

以 上